

平成15年3月14日

各 位

株式会社 UFJホールディングス
コード番号 8307

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社UFJ銀行及びUFJ信託銀行株式会社（以下、「2行」）の取引先である株式会社東八トが、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、2行の同社向け債権につき取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせ致します。

記

1. 株式会社東八トの概要

| | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 本 社 所 在 地 | 東京都渋谷区代々木2 - 1 - 1 |
| (2) 代 表 者 氏 名 | 小林 順子 |
| (3) 資 本 金 | 100.8 百万円 |
| (4) 主 な 事 業 の 内 容 | 菓子製造販売、ゴルフ場経営 |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成15年3月14日 東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立。

3. 当該取引先に対する債権の金額

| | |
|-------------|------------|
| 株式会社UFJ銀行 | 24,073 百万円 |
| UFJ信託銀行株式会社 | 6,175 百万円 |

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権額のうち、担保・引当等を控除した回収不能見込額については、平成15年3月期において全額処理を行います。

なお、本件に伴い当社が既に発表しております当期連結業績予想に変更はありません。

以 上

当行は投資家の皆様、お客さまなどに対するスピーディな情報公開を目的として、ホームページ上にニュースリリースを掲載しております。

なお、本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、UFJホールディングスの株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。